

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                    |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                    |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 1                                  |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                       |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度ウズラ卵内投与試験法の開発に係るプレバリデーション試験業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年10月2日                          |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 一般財団法人残留農薬研究所                      |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                 | 令和5年8月23日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                             | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                              | 令和5年9月6日                                   |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                    |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                 | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                  | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                  | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                  | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                  | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                  | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                  | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                    |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                    |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                    |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                    |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                    |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                    |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                    |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                    |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                        |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                        |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 2                                      |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                           |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度生態毒性試験における化学物質の定量分析に係る研究支援協力員派遣業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年10月4日                              |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社インテック                              |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                     | 令和5年9月20日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                 | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                  | 令和5年10月4日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                        |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                     | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                      | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                      | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                      | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                      | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                      | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                      | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                        |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                        |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                        |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                        |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                        |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                        |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                        |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                        |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                        |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                        |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                               |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                               |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 3                                             |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                                  |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度水環境保全再生研究ステーション(美浦村)から本構(つくば市)への実験機器移設業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年10月10日                                    |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社三洋                                        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                            | 令和5年9月21日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                        | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                         | 令和5年10月10日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                               |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                            | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                             | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                             | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                             | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                             | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                             | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                             | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                               |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                               |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                               |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                               |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                               |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                               |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                               |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                               |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                           |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所           |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 4                         |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)              |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度医療統計解析ソフトウェアライセンス 1式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年10月11日                |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 日本電気株式会社                  |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                        | 令和5年9月26日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                    | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                     | 令和5年10月11日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                           |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                        | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                         | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                         | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                         | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                         | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                         | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                         | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                           |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                           |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                           |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                           |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                           |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                           |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                           |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                           |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 5                |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)     |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度 ウズラ飼育機材 一式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年10月12日       |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 有限会社新東洋製作所       |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告               | 令和5年9月27日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切            | 令和5年10月12日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                  |                                            |
| 仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。                                                                             |                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                  |                                            |
| 引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。                                                                                                                                      |                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                                    |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                                    |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 6                                                  |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                                       |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度 AERIS TECHNOLOGIES社製MIRA ULTRA硫化カルボニル分析計修理業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年10月17日                                         |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 日本サーモ株式会社                                          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                                 | 令和5年10月2日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                             | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                              | 令和5年10月17日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                                    |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                                 | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                                  | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                                  | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                                  | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                                  | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                                  | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                                  | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                                    |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                                    |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                                    |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                                    |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                                    |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                                    |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                                    |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                                    |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                               |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所               |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 7                             |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                  |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度被災地域における産業拠点の多面的価値の可視化業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年10月23日                    |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社 上條・福島都市設計事務所             |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                            | 令和5年10月6日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                        | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                         | 令和5年10月23日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                               |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                            | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                             | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                             | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                             | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                             | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                             | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                             | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                               |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                               |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                               |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                               |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                               |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                               |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                               |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                               |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                          |                                          |                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                    | 国立研究開発法人国立環境研究所                          |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                                  | 8                                        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                           | 公開見積競争(一者見積)                             |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                        | 令和5 年度水物質循環モデルの多媒体モデルへの拡張に関するインタフェース構築業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                                | 令和5年10月24日                               |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                              | 日本エヌ・ユー・エス株式会社                           |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                          | 公告                                       | 令和5年10月10日                                 |
|                                                                                                                                                                                          | 提案書等〆切                                   | —                                          |
|                                                                                                                                                                                          | 本見積〆切                                    | 令和5年10月24日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                                   |                                          |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                       | 確認                                       | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                        | ○                                        | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                                 | —                                        | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                     | ×                                        | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                                | ○                                        | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                        | ○                                        | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                                | ○                                        | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103 号)第35 条の6 第3 項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                          |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                      |                                          |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                    |                                          |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                            |                                          |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                           |                                          |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                    |                                          |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                                  |                                          |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                         |                                          |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                       |                                          |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                           |                                          |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22 年12 月7 日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3 分の1 以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                       |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所       |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 9                     |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)          |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度化学物質構造用途情報収集解析業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年10月24日            |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社   |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                    | 令和5年10月10日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                 | 令和5年10月24日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                       |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                    | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                     | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                     | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                     | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                     | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                     | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                     | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                       |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                       |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                       |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                       |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                       |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                       |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                       |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                       |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                       |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                       |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                    |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                    |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 10                                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                       |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度将来温室効果ガス観測ミッション構想に関する会議開催支援業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年10月25日                         |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社LIVEUP                         |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                 | 令和5年10月11日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                             | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                              | 令和5年10月25日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                    |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                 | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                  | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                  | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                  | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                  | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                  | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                  | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                    |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                    |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                    |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                    |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                    |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                    |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                    |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                    |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                               |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所               |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 11                            |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                  |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度魚類試験に係る実験及び化学分析補助協力員派遣業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年10月30日                    |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | パーソルテンプスタッフ株式会社               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                            | 令和5年10月16日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                        | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                         | 令和5年10月30日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                               |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                            | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                             | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                             | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                             | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                             | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                             | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                             | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                               |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                               |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                               |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                               |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                               |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                               |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                               |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                               |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                           |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所           |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 12                        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)              |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度コールター式精密粒度分析計の点検及び修理 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年10月31日                |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社三洋                    |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                        | 令和5年10月17日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                    | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                     | 令和5年10月31日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                           |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                        | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                         | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                         | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                         | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                         | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                         | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                         | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                           |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                           |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                           |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                           |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                           |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                           |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                           |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                           |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                              |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                              |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 13                                           |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                                 |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度福島県震災被災地とその周辺で採集された昆虫類等の<br>ソーティング・同定業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月1日                                    |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | (株)地域環境計画                                    |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                           | 令和5年10月18日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                       | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                        | 令和5年11月1日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                              |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                           | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                            | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                            | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                            | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                            | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                            | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                            | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                              |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                              |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                              |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                              |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                              |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                              |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                              |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                              |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 14                             |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                   |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度人工乳・離乳食・幼児食試料中鉛等の金属類の分析業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月1日                      |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | いであ株式会社                        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                             | 令和5年10月18日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                         | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                          | 令和5年11月1日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                             | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                              | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                              | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                              | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                              | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                              | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                              | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 15                               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                     |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度時系列データ解析プログラムのpython 書き換え業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月13日                       |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | ペンギンシステム株式会社                     |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                               | 令和5年10月27日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                            | 令和5年11月13日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ○                                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | —                                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                  |                                            |
| 仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。                                                                             |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                  |                                            |
| 引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。                                                                                                                                      |                                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                                                      |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                                                      |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 16                                                                   |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                                                         |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度プラスチック資源循環・排出抑制のための社会システム・経済学的研究に関する会合開催及び成果取りまとめ等の研究運営アドバイザー業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月13日                                                           |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | デロイトトーマツコンサルティング合同会社                                                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                                                   | 令和5年10月27日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                                               | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                                                | 令和5年11月13日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                                                      |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                                                   | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                                                    | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                                                    | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                                                    | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                                                    | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                                                    | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                                                    | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                                                      |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                                                      |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                                                      |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                                                      |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                                                      |                                            |
| 仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。                                                                             |                                                                      |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                                                      |                                            |
| 引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。                                                                                                                                      |                                                                      |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                                                      |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                                                      |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                               |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所               |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 17                            |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(複数者見積)                 |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度生態毒性試験におけるメダカRNAの網羅的解析業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月13日                    |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社池田理化                      |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                            | 令和5年10月27日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                        | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                         | 令和5年11月13日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                               |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                            | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                             | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                             | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ○                             | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | —                             | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                             | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                             | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                               |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                               |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                               |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                               |                                            |
| 引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。                                                                                                                                      |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                               |                                            |
| 引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。                                                                                                                                                  |                               |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                               |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                               |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                     |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                     |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 18                                  |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                        |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度株式会社島津製作所製ガスクロマトグラフシステム修理・更新業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月14日                          |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 竹田理化工業株式会社                          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                  | 令和5年10月30日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                              | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                               | 令和5年11月14日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                     |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                  | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                   | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                   | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                   | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                   | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                   | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                   | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                     |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                     |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                     |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                     |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                     |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                     |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                     |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                     |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                     |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                     |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 19                               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                     |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度インド共和国地上遠隔計測装置設置に向けての現地調査業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月14日                       |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 国際航業株式会社 東京支店                    |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                               | 令和5年10月19日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                            | 令和5年11月2日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                  |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                  |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                            |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所            |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 20                         |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)               |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 大気汚染物質排出量・濃度推計用サーバ等 1式 賃貸借 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月14日                 |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社アルゴグラフィックス             |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                         | 令和5年10月30日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                     | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                      | 令和5年11月14日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                            |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                         | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                          | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                          | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                          | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                          | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                          | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                          | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                            |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                            |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                            |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                            |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                            |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                            |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                            |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                            |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                            |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                            |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                    |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                    |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 21                                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                       |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度エコチル調査乳歯調査用クライオ2Dバーコードチューブ 一式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月14日                         |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | アイテックサイエンス株式会社                     |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                 | 令和5年10月30日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                             | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                              | 令和5年11月14日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                    |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                 | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                  | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                  | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                  | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                  | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                  | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                  | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                    |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                    |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                    |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                    |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                    |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                    |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                    |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                    |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                        |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所        |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 22                     |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)           |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度ワイパー式メモリーFDOM計 1式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月14日             |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | JFEアドバンテック株式会社         |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                     | 令和5年10月30日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                 | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                  | 令和5年11月14日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                        |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                     | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                      | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                      | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                      | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                      | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                      | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                      | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                        |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                        |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                        |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                        |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                        |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                        |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                        |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                        |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                        |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                        |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                       |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                       |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 23                                    |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                          |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度「令和4年度化学物質分析法開発調査報告書」の精査・データ化等業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月17日                            |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社数理計画                              |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                    | 令和5年11月2日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                 | 令和5年11月17日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                       |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                    | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                     | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                     | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                     | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                     | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                     | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                     | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                       |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                       |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                       |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                       |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                       |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                       |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                       |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                       |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                       |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                       |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                           |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所           |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 24                        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)              |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度生物多様性トレンドの可視化ツール作成業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月17日                |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社MIERUNE               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                        | 令和5年11月2日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                    | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                     | 令和5年11月17日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                           |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                        | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                         | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                         | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                         | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                         | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                         | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                         | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                           |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                           |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                           |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                           |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                           |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                           |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                           |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                           |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                   |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所   |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 25                |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)      |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度卓上型高精度塩分計 一式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月20日        |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社鶴見精機          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                | 令和5年11月6日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切            | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切             | 令和5年11月20日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                   |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                 | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                 | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                 | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                 | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                 | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                 | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                   |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                   |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                   |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                   |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                   |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                   |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                   |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                   |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                   |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                   |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                       |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                       |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 26                                    |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                          |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度土壌・カートリッジフィルタ試料を対象とした放射性セシウム分析業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月21日                            |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 日本環境科学株式会社                            |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                    | 令和5年11月7日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                 | 令和5年11月21日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                       |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                    | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                     | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                     | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                     | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                     | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                     | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                     | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                       |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                       |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                       |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                       |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                       |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                       |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                       |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                       |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                       |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                       |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                           |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                           |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 27                                        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                              |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点安全キャビネット 1式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月21日                                |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社東栄科学産業 郡山営業所                          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                        | 令和5年11月7日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                    | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                     | 令和5年11月21日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                           |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                        | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                         | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                         | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                         | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                         | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                         | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                         | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                           |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                           |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                           |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                           |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                           |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                           |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                           |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                           |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 28                               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                     |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度MIRA Picoメタン・エタン分析計の光源等修理作業 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月24日                       |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 日本サーモ株式会社                        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                               | 令和5年11月9日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                            | 令和5年11月24日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                  |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                  |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                               |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所               |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 29                            |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                  |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度Picarro G2401 波長検出部等交換作業 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月27日                    |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 三洋貿易株式会社                      |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                            | 令和5年11月10日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                        | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                         | 令和5年11月27日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                               |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                            | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                             | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                             | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                             | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                             | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                             | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                             | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                               |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                               |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                               |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                               |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                               |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                               |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                               |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                               |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                             |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所             |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 30                          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度エコチル調査乳歯分析検体用QRコード印字業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年11月28日                  |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | ゴールドスノー株式会社                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                          | 令和5年11月13日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                      | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                       | 令和5年11月28日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                             |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                          | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                           | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                           | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                           | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                           | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                           | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                           | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                             |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                             |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                             |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                             |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                             |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                             |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                             |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                             |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                             |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                             |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 31                               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                     |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | エコチル調査予約管理システムの移行とリザベーションエンジンの利用 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月1日                        |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社根本商事                         |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                               | 令和5年11月16日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                            | 令和5年12月1日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                  |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                  |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                           |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所           |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 32                        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)              |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度 気候・社会経済モデル情報処理装置 1式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月1日                 |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社アルゴグラフィックス            |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                        | 令和5年11月16日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                    | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                     | 令和5年12月1日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                           |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                        | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                         | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                         | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                         | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                         | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                         | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                         | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                           |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                           |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                           |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                           |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                           |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                           |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                           |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                           |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                                                    |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                                                    |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 33                                                                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                                                       |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度GOSATデータ処理運用システム(DHF)用およびGOSAT-2データ定常処理運用システム(G2DPS)用LTOテープ一式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月4日                                                          |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | ヤトロ電子株式会社                                                          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                                                 | 令和5年11月17日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                                             | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                                              | 令和5年12月4日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                                                    |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                                                 | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                                                  | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                                                  | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                                                  | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                                                  | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                                                  | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                                                  | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                                                    |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                                                    |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                                                    |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                                                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                                                    |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                                                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                                                    |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                                                    |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                                                    |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                                                    |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                   |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所   |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 34                |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)      |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度 フリーズ超低温槽 一式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月4日         |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社フロンティア・サイエンス  |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                | 令和5年11月17日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切            | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切             | 令和5年12月4日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                   |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                 | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                 | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                 | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                 | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                 | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                 | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                   |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                   |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                   |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                   |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                   |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                   |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                   |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                   |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                   |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                   |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                       |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                       |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 35                                    |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                          |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度GHG-SLCF統合解析システム開発に係る研究支援協力員派遣業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月5日                             |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社インテック                             |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                    | 令和5年11月20日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                 | 令和5年12月5日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                       |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                    | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                     | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                     | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                     | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                     | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                     | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                     | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                       |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                       |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                       |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                       |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                       |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                       |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                       |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                       |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                       |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                       |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                              |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所              |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 36                           |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                 |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 循環・廃棄物研究棟バイオクリーンルーム各種調節計修繕業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月7日                    |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | コイト電工株式会社 関東支店               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                           | 令和5年11月22日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                       | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                        | 令和5年12月7日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                              |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                           | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                            | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                            | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                            | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                            | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                            | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                            | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                              |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                              |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                              |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                              |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                              |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                              |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                              |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                              |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                           |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                           |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 37                                        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                              |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度資源輸入による生物多様性への影響評価のためのデータ<br>ベース構築業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月7日                                 |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社パスコ                                   |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                        | 令和5年11月22日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                    | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                     | 令和5年12月7日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                           |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                        | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                         | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                         | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                         | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                         | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                         | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                         | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                           |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                           |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                           |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                           |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                           |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                           |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                           |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                           |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 38               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)     |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | GNDPS運用のためのテープ装置 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月11日       |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | ヤトロ電子株式会社        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告               | 令和5年11月27日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切            | 令和5年12月11日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                  |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                  |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                               |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所               |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 39                            |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                  |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度高圧ガス設備及び凍結保存容器システム定期点検業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月14日                    |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社巴商会学園都市営業所                |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                            | 令和5年11月30日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                        | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                         | 令和5年12月14日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                               |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                            | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                             | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                             | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                             | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                             | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                             | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                             | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                               |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                               |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                               |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                               |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                               |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                               |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                               |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                               |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                         |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所         |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 40                      |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(複数者見積)           |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度熱中症予防行動に関するWeb調査業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月15日              |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社ロイヤリティマーケティング       |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                      | 令和5年12月1日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                  | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                   | 令和5年12月15日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                         |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                      | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                       | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                       | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ○                       | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | —                       | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                       | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                       | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                         |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                         |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                         |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                         |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                         |                                            |
| 引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。                                                                                                                                      |                         |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                         |                                            |
| 引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。                                                                                                                                                  |                         |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                         |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                         |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                              |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所              |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 41                           |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                 |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度領域気象モデルを用いた将来の地域気象場計算業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月19日                   |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 日本エヌ・ユー・エス株式会社               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                           | 令和5年12月5日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                       | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                        | 令和5年12月19日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                              |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                           | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                            | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                            | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                            | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                            | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                            | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                            | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                              |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                              |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                              |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                              |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                              |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                              |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                              |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                              |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                              |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所              |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 42                           |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                 |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度散乱ごみ等の回収活動の実態に関する基礎調査業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月19日                   |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社環境管理センター                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                           | 令和5年12月5日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                       | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                        | 令和5年12月19日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                              |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                           | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                            | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                            | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                            | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                            | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                            | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                            | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                              |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                              |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                              |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                              |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                              |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                              |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                              |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                              |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 43                               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                     |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度高感度二酸化窒素分析計の航空機搭載に向けた調査検討業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月21日                       |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社汀線科学研究所                      |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                               | 令和5年12月7日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                            | 令和5年12月21日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                  |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                  |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                         |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所         |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 44                      |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)            |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | エコチル調査13歳以降の曝露評価計画案検討業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月22日              |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 日本エヌ・ユー・エス株式会社          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                      | 令和5年12月8日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                  | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                   | 令和5年12月22日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                         |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                      | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                       | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                       | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                       | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                       | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                       | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                       | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                         |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                         |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                         |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                         |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                         |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                         |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                         |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                         |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                         |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                         |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 45               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)     |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度マイクロ電子天秤 1式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月25日       |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 和研薬株式会社          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告               | 令和5年12月11日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切            | 令和5年12月25日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                  |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                  |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                              |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所              |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 46                           |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                 |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 福島県における災害廃棄物処理のガバナンスに関する調査業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月25日                   |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社東和テクノロジー                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                           | 令和5年12月11日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                       | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                        | 令和5年12月25日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                              |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                           | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                            | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                            | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                            | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                            | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                            | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                            | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                              |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                              |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                              |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                              |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                              |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                              |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                              |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                              |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                        |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所        |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 47                     |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)           |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度災害激甚化研究データ格納装置 1式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月25日             |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社アルゴグラフィックス         |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                     | 令和5年12月11日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                 | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                  | 令和5年12月25日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                        |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                     | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                      | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                      | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                      | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                      | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                      | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                      | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                        |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                        |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                        |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                        |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                        |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                        |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                        |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                        |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                        |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                        |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                 |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所 |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 48              |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)    |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度 電気炉 1台    |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和5年12月25日      |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | アイテックサイエンス株式会社  |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告              | 令和5年12月11日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切          | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切           | 令和5年12月25日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                 |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認              | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○               | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —               | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×               | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○               | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○               | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○               | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                 |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                 |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                 |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                 |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                 |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                 |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                 |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                 |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                 |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                 |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                          |                              |                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                    | 国立研究開発法人国立環境研究所              |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                                  | 49                           |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                           | 公開見積競争(一者見積)                 |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                        | 令和5年度JSM-7800F 型走査電子顕微鏡の整備業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                                | 令和6年1月9日                     |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                              | 日本電子株式会社筑波支店                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                          | 公告                           | 令和5年12月13日                                 |
|                                                                                                                                                                                          | 提案書等〆切                       | —                                          |
|                                                                                                                                                                                          | 本見積〆切                        | 令和6年1月9日                                   |
| チェック内容                                                                                                                                                                                   |                              |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                       | 確認                           | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                        | ○                            | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                                 | —                            | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                     | ×                            | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                                | ○                            | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                        | ○                            | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                                | ○                            | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103 号)第35 条の6 第3 項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                              |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                      |                              |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                    |                              |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                            |                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                           |                              |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                    |                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                                  |                              |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                         |                              |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                       |                              |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                           |                              |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22 年12 月7 日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3 分の1 以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                                  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 50                                               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                                     |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度ごみ収集作業における感染源伝搬の把握のための塵芥車への模擬ごみ積み込み再現実験支援業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月9日                                         |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 一般財団法人日本環境衛生センター                                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                               | 令和5年12月14日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                            | 令和5年12月28日                                 |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                                  |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                                  |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                      |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                      |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 51                                   |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                         |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | モニタリングデータと照合可能な流域での散乱ごみ等回収活動の網羅的調査業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月11日                            |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社環境管理センター                         |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                   | 令和5年12月14日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                               | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                | 令和6年1月11日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                      |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                   | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                    | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                    | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                    | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                    | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                    | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                    | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                      |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                      |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                      |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                      |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                      |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                      |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                      |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                      |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                      |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                      |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                           |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                           |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 52                                        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                              |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度「北欧地域におけるブラックカーボンの新規排出インベントリの評価」支援業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月12日                                 |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 日本エヌ・ユー・エス株式会社                            |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                        | 令和5年12月14日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                    | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                     | 令和6年1月12日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                           |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                        | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                         | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                         | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                         | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                         | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                         | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                         | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                           |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                           |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                           |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                           |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                           |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                           |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                           |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                           |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                             |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所             |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 53                          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(複数者見積)               |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度食品カーボンフットプリントデータ収集整理業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月12日                   |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社エスアイ総合研究所               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                          | 令和5年12月14日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                      | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                       | 令和6年1月12日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                             |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                          | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                           | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                           | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ○                           | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | —                           | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                           | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                           | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                             |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                             |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                             |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                             |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                             |                                            |
| 引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。                                                                                                                                      |                             |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                             |                                            |
| 引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。                                                                                                                                                  |                             |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                             |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                             |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                          |                               |                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                    | 国立研究開発法人国立環境研究所               |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                                  | 54                            |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                           | 公開見積競争(一者見積)                  |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                        | 令和5年度貿易に伴う金の国際移動量データ整備と解析支援業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                                | 令和6年1月15日                     |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                              | 三菱UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社     |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                          | 公告                            | 令和5年12月15日                                 |
|                                                                                                                                                                                          | 提案書等〆切                        | —                                          |
|                                                                                                                                                                                          | 本見積〆切                         | 令和6年1月15日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                                   |                               |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                       | 確認                            | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                        | ○                             | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                                 | —                             | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                     | ×                             | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                                | ○                             | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                        | ○                             | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                                | ○                             | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103 号)第35 条の6 第3 項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                               |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                      |                               |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                    |                               |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                            |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                           |                               |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                    |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                                  |                               |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                         |                               |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                       |                               |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                           |                               |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22 年12 月7 日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3 分の1 以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                        |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                        |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 55                                     |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                           |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度常温GPCによるPLA-PBATポリマーの分子量分布測定に係る業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月15日                              |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社東ソー分析センター                          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                     | 令和5年12月15日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                 | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                  | 令和6年1月15日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                        |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                     | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                      | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                      | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                      | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                      | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                      | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                      | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                        |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                        |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                        |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                        |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                        |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                        |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                        |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                        |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                        |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                        |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                         |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                         |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 56                                      |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                            |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度食事試料中の有機フッ素化合物、フタル酸エステル類及び元素類の分析業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月15日                               |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | いであ株式会社                                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                      | 令和5年12月18日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                  | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                   | 令和6年1月16日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                         |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                      | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                       | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                       | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                       | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                       | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                       | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                       | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                         |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                         |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                         |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                         |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                         |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                         |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                         |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                         |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                         |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                         |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 57                             |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                   |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 二酸化炭素・メタン・二酸化窒素の衛星観測データ収集・処理作業 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月17日                      |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 一般財団法人リモート・センシング技術センター         |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                             | 令和5年12月19日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                         | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                          | 令和6年1月17日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                             | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                              | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                              | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                              | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                              | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                              | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                              | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 58                               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                     |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 都道府県別のバイオメタン化インベントリに関する情報収集・整理業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月18日                        |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社              |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                               | 令和5年12月20日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                            | 令和6年1月18日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ○                                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | —                                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                  |                                            |
| 仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。                                                                             |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                  |                                            |
| 引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。                                                                                                                                      |                                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                                                      |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                                                      |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 59                                                                   |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(複数者見積)                                                        |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | ストレージ装置2件(令和5年度 気候・大気質変動データ格納装置 一式、令和5年度 気候・大気質変動データ格納装置用ハードディスク 一式) |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月18日                                                            |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社ニューテック                                                           |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                                                   | 令和5年12月22日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                                               | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                                                | 令和6年1月18日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                                                      |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                                                   | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                                                    | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                                                    | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ○                                                                    | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | —                                                                    | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                                                    | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                                                    | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                                                      |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                                                      |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                                                      |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                                                      |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                                                      |                                            |
| 引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。                                                                                                                                      |                                                                      |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                                                      |                                            |
| 引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。                                                                                                                                                  |                                                                      |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                                                      |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                                                      |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                       |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所       |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 60                    |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)          |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 環境生物保存棟照明付培養棚LED 交換業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月19日             |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社アイ・シー・エム          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                    | 令和5年12月21日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                 | 令和6年1月19日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                       |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                    | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                     | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                     | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                     | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                     | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                     | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                     | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                       |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                       |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                       |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                       |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                       |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                       |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                       |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                       |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                       |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                       |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 61                               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                     |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 土石系副産物等の発生及び循環利用に係る将来シナリオデータ作成業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月19日                        |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社              |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                               | 令和5年12月21日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                            | 令和6年1月19日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                  |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                  |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                 |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                 |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 62                              |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                    |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 生ごみ資源化事業を基調とする地域共創に向けた評価手法の検討業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月19日                       |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社地域計画建築研究所                   |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                              | 令和5年12月21日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                          | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                           | 令和6年1月19日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                 |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                              | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                               | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                               | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ○                               | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | —                               | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                               | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                               | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                 |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                 |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                 |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                 |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                 |                                            |
| 仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。                                                                             |                                 |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                 |                                            |
| 引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。                                                                                                                                      |                                 |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                 |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                 |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                         |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所         |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 63                      |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)            |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度気候変動の影響と対策への意識調査業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月22日               |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社クロス・マーケティング         |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                      | 令和5年12月26日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                  | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                   | 令和6年1月22日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                         |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                      | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                       | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                       | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                       | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                       | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                       | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                       | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                         |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                         |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                         |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                         |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                         |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                         |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                         |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                         |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                         |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                         |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                          |                                              |                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                    | 国立研究開発法人国立環境研究所                              |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                                  | 64                                           |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                           | 公開見積競争(一者見積)                                 |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                        | 令和5 年度子どもの食事試料中のフタル酸エステル類とフタル酸エステル代替物質類の分析業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                                | 令和6年1月22日                                    |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                              | いであ株式会社                                      |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                          | 公告                                           | 令和5年12月25日                                 |
|                                                                                                                                                                                          | 提案書等〆切                                       | —                                          |
|                                                                                                                                                                                          | 本見積〆切                                        | 令和6年1月22日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                                   |                                              |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                       | 確認                                           | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                        | ○                                            | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                                 | —                                            | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                     | ×                                            | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                                | ○                                            | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                        | ○                                            | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                                | ○                                            | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103 号)第35 条の6 第3 項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                              |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                      |                                              |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                    |                                              |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                            |                                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                           |                                              |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                    |                                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                                  |                                              |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                         |                                              |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                       |                                              |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                           |                                              |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22 年12 月7 日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3 分の1 以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                          |                                                 |                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                    | 国立研究開発法人国立環境研究所                                 |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                                  | 65                                              |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                           | 公開見積競争(一者見積)                                    |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                        | 令和5 年度高速液体クロマトグラフ質量分析計(島津製作所社製LC-MS/MS) 真空系整備業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                                | 令和6年1月23日                                       |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                              | 島津サイエンス東日本株式会社 つくば支店                            |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                          | 公告                                              | 令和6年1月9日                                   |
|                                                                                                                                                                                          | 提案書等〆切                                          | —                                          |
|                                                                                                                                                                                          | 本見積〆切                                           | 令和6年1月23日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                                   |                                                 |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                       | 確認                                              | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                        | ○                                               | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                                 | —                                               | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                     | ×                                               | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                                | ○                                               | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                        | ○                                               | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                                | ○                                               | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103 号)第35 条の6 第3 項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                                 |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                      |                                                 |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                    |                                                 |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                            |                                                 |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                           |                                                 |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                    |                                                 |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                                  |                                                 |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                         |                                                 |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                       |                                                 |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                           |                                                 |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22 年12 月7 日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3 分の1 以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                             |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                             |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 66                                          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                                |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度諸外国等における化学物質曝露評価・リスク評価手法の<br>情報収集・解析業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月23日                                   |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社                         |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                          | 令和6年1月9日                                   |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                      | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                       | 令和6年1月23日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                             |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                          | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                           | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                           | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                           | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                           | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                           | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                           | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                             |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                             |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                             |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                             |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                             |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                             |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                             |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                             |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                             |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                             |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                                     |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                                     |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 67                                                  |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                                        |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度包括環境リスク評価に向けた様々な種類の健康有害性情報と脆弱性を考慮した曝露情報の調査検討業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月23日                                           |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社                                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                                  | 令和6年1月9日                                   |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                              | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                               | 令和6年1月23日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                                     |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                                  | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                                   | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                                   | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                                   | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                                   | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                                   | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                                   | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                                     |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                                     |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                                     |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                                     |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                                     |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                                     |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                                     |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                                     |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                                     |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                                     |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                             |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所             |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 68                          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度大気汚染物質排出量総合調査の排出係数集計業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月23日                   |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社数理計画                    |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                          | 令和6年1月9日                                   |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                      | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                       | 令和6年1月23日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                             |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                          | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                           | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                           | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                           | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                           | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                           | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                           | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                             |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                             |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                             |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                             |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                             |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                             |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                             |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                             |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                             |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                             |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                       |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所       |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 69                    |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)          |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度高速溶媒試料抽出装置1台 賃貸借 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月23日             |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | オリックス・レンテック株式会社       |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                    | 令和5年12月26日                                 |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                 | 令和6年1月23日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                       |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                    | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                     | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                     | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                     | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                     | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                     | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                     | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                       |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                       |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                       |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                       |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                       |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                       |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                       |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                       |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                       |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                       |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                   |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所   |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 70                |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)      |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度大型フリーザーミル 1式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月24日         |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 西進商事株式会社 東京支店     |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                | 令和6年1月10日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切            | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切             | 令和6年1月24日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                   |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                 | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                 | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                 | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                 | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                 | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                 | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                   |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                   |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                   |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                   |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                   |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                   |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                   |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                   |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                   |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                   |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                             |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所             |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 71                          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度小型リチウムイオン電池圧壊試験業務(2回目) |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月24日                   |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社コベルコ科研                  |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                          | 令和6年1月10日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                      | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                       | 令和6年1月24日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                             |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                          | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                           | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                           | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                           | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                           | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                           | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                           | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                             |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                             |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                             |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                             |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                             |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                             |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                             |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                             |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                             |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                             |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                        |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                        |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 72                                     |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                           |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 媒体横断影響評価用高度分析機器(リアルタイム定量PCRシステム)<br>1台 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月25日                              |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社アイ・シー・エム                           |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                     | 令和6年1月11日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                 | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                  | 令和6年1月25日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                        |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                     | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                      | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                      | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                      | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                      | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                      | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                      | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                        |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                        |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                        |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                        |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                        |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                        |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                        |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                        |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                        |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                        |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                               |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所               |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 73                            |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                  |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度 大気質変動シミュレーションデータ格納装置 1式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月25日                     |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | クラウドアドベンチャー株式会社               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                            | 令和6年1月11日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                        | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                         | 令和6年1月25日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                               |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                            | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                             | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                             | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                             | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                             | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                             | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                             | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                               |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                               |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                               |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                               |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                               |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                               |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                               |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                               |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                               |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                              |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所              |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 74                           |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                 |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 媒体横断影響評価用高度分析機器(化学発光撮影装置) 一式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月25日                    |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社池田理化                     |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                           | 令和6年1月11日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                       | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                        | 令和6年1月25日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                              |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                           | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                            | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                            | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                            | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                            | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                            | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                            | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                              |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                              |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                              |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                              |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                              |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                              |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                              |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                              |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                              |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                    |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所    |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 75                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)       |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 船舶観測データ同期システムの開発業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月26日          |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 紀本電子工業(株)          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                 | 令和6年1月12日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切             | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切              | 令和6年1月26日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                    |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                 | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                  | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                  | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                  | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                  | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                  | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                  | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                    |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                    |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                    |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                    |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                    |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                    |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                    |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                    |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 76                               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                     |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度落射透過顕微鏡および顕微鏡用デジタルカメラセット 一式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月29日                        |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社アイ・シー・エム                     |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                               | 令和6年1月15日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                            | 令和6年1月29日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                  |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                  |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                      |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所      |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 77                   |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)         |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度 顕微鏡用デジタルカメラ 1式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月29日            |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社アイ・シー・エム         |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                   | 令和6年1月15日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切               | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                | 令和6年1月29日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                      |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                   | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                    | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                    | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                    | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                    | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                    | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                    | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                      |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                      |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                      |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                      |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                      |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                      |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                      |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                      |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                      |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                      |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                    |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所    |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 78                 |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)       |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度 実体顕微鏡システム 一式 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月29日          |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 日京テクノス株式会社         |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                 | 令和6年1月15日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切             | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切              | 令和6年1月29日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                    |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                 | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                  | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                  | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                  | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                  | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                  | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                  | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                    |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                    |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                    |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                    |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                    |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                    |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                    |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                    |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                    |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                   |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                   |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 79                                |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                      |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度研究本館Ⅲ棟排気系統化学物質管理区域用フィルター交換業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月29日                         |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 進和テック株式会社 茨城支店                    |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                | 令和6年1月15日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                            | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                             | 令和6年1月29日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                   |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                 | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                 | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                 | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                 | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                 | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                 | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                   |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                   |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                   |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                   |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                   |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                   |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                   |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                   |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                   |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                   |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                         |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                         |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 80                                      |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                            |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度災害廃棄物発生量の可視化・推計プログラムのオンライン稼働環境構築業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年1月30日                               |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | ベンギン<br>システム株式会社                        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                      | 令和6年1月16日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                  | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                   | 令和6年1月30日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                         |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                      | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                       | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                       | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                       | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                       | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                       | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                       | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                         |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                         |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                         |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                         |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                         |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                         |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                         |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                         |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                         |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                         |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                           |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                           |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 81                                        |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)                              |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 令和5年度 IntelliCageシステム メインコントローラユニット1台 外1件 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年2月8日                                  |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | フェノバンス合同会社                                |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                                        | 令和6年1月25日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                                    | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                                     | 令和6年2月8日                                   |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                           |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                                        | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                         | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                         | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                                         | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                                         | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                         | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                         | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                           |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                           |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                           |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                           |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                                           |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                           |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                                           |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                           |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                           |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                      |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所      |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 82                   |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)         |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | Picarro G2401 性能検査作業 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年2月13日            |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 三洋貿易株式会社             |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                   | 令和6年1月29日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切               | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                | 令和6年2月13日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                      |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                   | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                    | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                    | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×                    | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○                    | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                    | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                    | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                      |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                      |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                      |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                      |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                      |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                      |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                      |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                      |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                      |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                      |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                             |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所             |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 83                          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(複数者見積)               |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 気候変動適応に係る国民の理解度調査業務(令和5年度分) |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年2月16日                   |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社ロイヤリティマーケティング           |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                          | 令和6年2月1日                                   |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                      | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                       | 令和6年2月16日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                             |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                          | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                           | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                           | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ○                           | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | —                           | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                           | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                           | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                             |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                             |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                             |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                             |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                             |                                            |
| 引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。                                                                                                                                      |                             |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                             |                                            |
| 引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。                                                                                                                                                  |                             |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                             |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                             |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                 |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所 |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 84              |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)    |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | ガスクロマトグラフ 一式    |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年2月19日       |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 竹田理化工業株式会社      |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告              | 令和6年2月2日                                   |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切          | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切           | 令和6年2月19日                                  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                 |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認              | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○               | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —               | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ×               | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | ○               | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○               | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○               | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                 |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                 |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                 |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                 |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                 |                                            |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。<br>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。                |                 |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                 |                                            |
| アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。                                                                                     |                 |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                 |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                 |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                                  |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所                  |                                            |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 85                               |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(複数者見積)                    |                                            |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 福島県奥会津地域における社会的インパクト評価に関する手法検討業務 |                                            |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年3月8日                         |                                            |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社ふたば                          |                                            |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告                               | 令和6年2月22日                                  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切                           | —                                          |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切                            | 令和6年3月8日                                   |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                                  |                                            |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認                               | 具体的な確認事項                                   |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○                                | ※以下、(注)1 参照                                |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —                                | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ○                                | ※×の場合は③-2も回答。                              |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | —                                | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○                                | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○                                | —                                          |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                                  |                                            |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                                  |                                            |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                                  |                                            |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                                  |                                            |
| 引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。                                                                                                                                      |                                  |                                            |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                                  |                                            |
| 引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。                                                                                                                                                  |                                  |                                            |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                                  |                                            |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                                  |                                            |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

|                                                                                                                                                                                      |                 |                                            |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------|--|
| 法 人 名                                                                                                                                                                                | 国立研究開発法人国立環境研究所 |                                            |  |
| 案 件 番 号                                                                                                                                                                              | 86              |                                            |  |
| 公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別<br>( 一 者 見 積 か 否 か の 別 )                                                                                                                                       | 公開見積競争(一者見積)    |                                            |  |
| 契 約 の 件 名 及 び 数 量                                                                                                                                                                    | 消費割引率についての調査業務  |                                            |  |
| 契 約 締 結 日                                                                                                                                                                            | 令和6年3月29日       |                                            |  |
| 契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等                                                                                                                                                          | 株式会社クロス・マーケティング |                                            |  |
| 公 開 見 積 競 争 経 緯                                                                                                                                                                      | 公告              | 令和6年3月14日                                  |  |
|                                                                                                                                                                                      | 提案書等〆切          | —                                          |  |
|                                                                                                                                                                                      | 本見積〆切           | 令和6年3月29日                                  |  |
| チェック内容                                                                                                                                                                               |                 |                                            |  |
| 項目                                                                                                                                                                                   | 確認              | 具体的な確認事項                                   |  |
| ① 関係法人以外との契約であるか。                                                                                                                                                                    | ○               | ※以下、(注)1 参照                                |  |
| ② 公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。                                                                                                                                                             | —               | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。     |  |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。                                                                                                                                                                 | ○               | ※×の場合は③-2も回答。                              |  |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉                                                                                                                                                            | —               | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |  |
| ④ 研究開発に直接関係しているか。                                                                                                                                                                    | ○               | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |  |
| ⑤ 公表しているか                                                                                                                                                                            | ○               | —                                          |  |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。<br>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 |                 |                                            |  |
| 一者見積に対する今後の改善措置について                                                                                                                                                                  |                 |                                            |  |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。                                                                                |                 |                                            |  |
| 契約監視委員会のコメント等                                                                                                                                                                        |                 |                                            |  |
| (契約監視委員会のコメント)                                                                                                                                                                       |                 |                                            |  |
| 仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。                                                                             |                 |                                            |  |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)                                                                                                                                                              |                 |                                            |  |
| 引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。                                                                                                                                      |                 |                                            |  |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員                                                                                                                                                                   |                 |                                            |  |
| 小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、矢野 奈保子(五十音順)                                                                                                                                                       |                 |                                            |  |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。